

公益社団法人川崎西法人会 役員候補者選考委員会規程

第 1 条 この要領は公益社団法人川崎西法人会定款、第 19 条の理事・監事（以下、役員という）選任に関し、あらかじめその候補者を選考することを目的に定める。

第 2 条 現会長は現役員の任期満了 3 ヶ月以前に選考委員会を招集する。そのため各ブロックのブロック長・ブロック長代理が原則として選考委員となる。

第 3 条 役員候補者の選考は、次の者をもって構成し「役員候補者選考委員会」（以下、選考委員会という）において行う。各ブロックより選任された選考委員（構成員）により役員選考を行う。

第 4 条 選考委員会は互選により選考委員長・副委員長を選出する。選出された選考委員長は選考委員会の議長として会議招集をし、役員候補者の取りまとめを行う。

第 5 条 選考委員長は、定款第 18 条による役員を各ブロックに対し候補者を選出し指定期日までに選考委員会に届出するよう要請する。

届出の際、副会長・ブロック長・ブロック長代理の候補者の氏名は明記して届け出る。

第 6 条 各ブロックより最低 1 名の出席がなければ成立しない。役員候補者の選考は出席構成員の 4 分の 3 以上（端数四捨五入）の同意を得て成立する。

第 7 条 各ブロックより届出された副会長候補者の互選により会長を選考する。原則として会長が選考されたブロックは理事候補者より副会長を選考する。ただし、会長を選考されたブロックに於いて副会長の選考が難しい場合は会長のみとすることができる。

第 8 条 各委員会の委員長・副委員長は第 7 条に於いて選考された会長を加え他の役員候補者より選考する。ただし、青年部会・女性部会については両部会で選任し選考委員会が承認をする。

第 9 条 選考委員会は役員全員の選考が終わったとき、選考委員長が理事会に役員候補者(案)を提示し承認を得る。理事会承認後、本人に対し役員候補者に選任されたことと、10 日以内に選考委員長宛に就任承諾書を提出しなければならない旨を通知する。

2 前項の期間内に就任承諾書を提出しないときは、就任を辞退したものとみなす。

3 就任を辞退した者があるときは、さらに選考委員会において辞退者の数だけ候補者を選考する。

第 10 条 選考委員会（選考委員長）は、候補者全員の選考が終了したときは就任承諾書を添えて現会長に名簿を提出する。

第 11 条 選考委員会は役員候補者が総会で承認されたとき解散する。

総会での発表は選考委員長または副委員長が行う。

第12条 役員の増員または補欠のための役員候補者を選考するときはこの要領に準拠して行う。

第13条 この要領の制定、改廃は理事会において行う。

附 則

この要領は、平成24年9月26日より施行する。

2. 平成24年12月17日から一部改正施行する。(第6条 構成員の変更・第7条 追加)
3. 平成25年 3月27日から一部改正施行する。(第7条 会長の選出方法の変更)
4. 平成25年 4月 1日から一部改正施行する。(組織変更)
5. 平成26年12月19日から一部改正施行する。(第8条 会長の選出方法の変更)
6. 令和元年6月13日から一部改正施行する。(第3条 組織変更による構成員数・第5条 誤字
および定数・第6条 委員会成立条件)
7. 令和6年9月26日から一部改正施行する。(第2条 人数削除・第3条 人数削除)